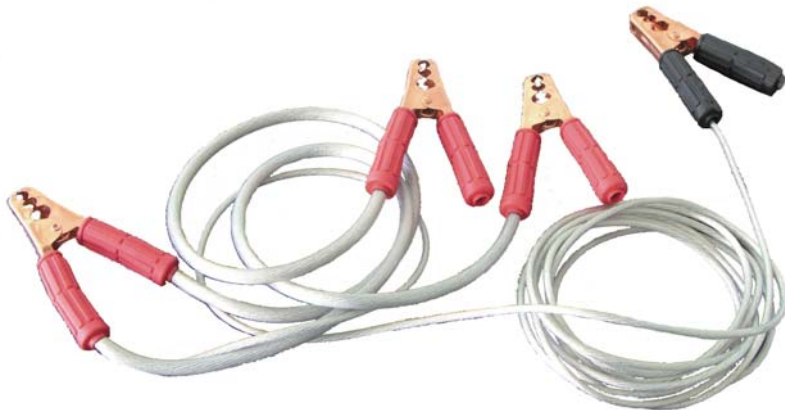


短絡アース

短絡アース SE-1/SE-2/SE-3

停電作業における高圧幹線用の短絡接地器具 大型クリップによる簡単で強力な取付けが可能



- 停電点検時の誤通電、他の電路との混触防止、他電路からの誘導による感電を防止する等の二次災害を防止する安全確保の必需品
- 手早く、確実な固定が出来る強カクリップを採用
- 透明ビニール被覆のLV電線を採用し、内部線材の断線確認が容易
- 相間短絡線に38[□]mm(SE-3を除く)の撚り線を採用し、圧着+ビスナットによる接続にて、十分な耐久性を確保

【使用例】



本体使用時は「接地作業表示」として使用可能なナイロン製の専用収納袋が付属（視認性の良いオレンジカラー）



SE-1
税別価格：¥28,000
標準仕様品
重量：約2.8kg

SE-2
税別価格：¥40,000
先端の長い脱落防止用クリップ仕様
使用電線はSE-1と同一
重量：約2.8kg

SE-3
税別価格：¥32,000
相間・接地用の電線が全て22mm²
クリップ形状はSE-1と同一
重量：約3.1kg



仕様	
使用線材	SE-1 相間部分38mm ² ×1m×2・接地部分8mm ² ×6m×1 SE-2 相間部分38mm ² ×1m×2・接地部分8mm ² ×6m×1 SE-3 相間部分22mm ² ×1.5m×2・接地部分22mm ² ×6m×1
使用範囲	AC 6.6kV電路の停電作業に使用
付属品	専用収納袋(作業標識兼用)

労働安全規則 第339条【停電作業を行う場合の措置】

事業者は、電路を開路して、当該電路又はその支持物の敷設、点検、修理、塗装等の電気工事の作業を行うときは、当該電路を開路した後に、当該電路について、次に定める措置を講じなければならない。

- 一 開路に用いた開閉器に、作業中、施錠し、若しくは通電禁止に関する所要事項を表示し、又は監視人を置くこと。
- 二 開路した電路が電力ケーブル、電力コンデンサー等を有する電路で、残留電荷による危険を生ずるおそれのあるものについては、安全な方法により当該残留電荷を確実に放電させること。
- 三 開路した電路が高圧又は特別高圧であったものについては、検電器具により停電を確認し、かつ、**誤通電、他の電路との混触又は他の電路からの誘導による感電の危険を防止するため、短絡接地器具を用いて確実に短絡接地すること。**